○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

（一）　立木の伐採にの方法

1　次の森林にについては、主伐は、択伐による。

2　栄村（次の図に示す部分に限る。）の他の森林については、主伐に係る伐採をすることができる立木

3　採種を定めない。

4　も村は、主伐と定めの森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

その図面次の「図」及び「次の」とおりとする。

置図面及び縦覧関係書類を長野県庁、及び栄村役場に備えて供する。）

○経済産業省告示第百一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年四月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域		指定の期間
平成二十八年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県	糸魚川市	平成二十八年十二月二十二日から平成二十九年七月十二日まで

○国土交通省告示第三百四十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年三月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5474号	船外機（小型船舶用）	６ＦＭＫ	ヤマハ発動機熊本プロダクツ株式会社	熊本県八代市新港町四丁目８番地

○東北地方整備局告示第百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年四月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　一般国道284号改築工事（石法華工区・岩手県一関市弥栄字岩崎地内から同市滝沢字石法華地内まで）並びにこれに伴う市道付替工事及び附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県一関市弥栄字岩崎、字膳棚及び字釜ノ沢並びに滝沢字石法華地内

２　使用の部分　岩手県一関市弥栄字岩崎、字膳棚及び字釜ノ沢並びに滝沢字石法華地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県一関市弥栄字岩崎地内から同市滝沢字石法華地内までの延長1.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道284号改築工事（石法華工区）並びにこれに伴う市道付替工事及び附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道284号改築工事（石法華工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、起業者である岩手県は、本件事業について、国土交通大臣の認可を受けたと見なすことができる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道284号（以下「本路線」という。）は、岩手県陸前高田市を起点とし、宮城県気仙沼市を経由して、岩手県一関市に至る延長約61.6kmの主要幹線道路である。

本路線は、一関市の中心部と東部地域とを結ぶ路線であることから、沿線住民の通勤、通学等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が多数存在するほか、交通事故も発生しているなど、幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年７月及び同年９月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズトンボ、準絶滅危惧として掲載されているアギナシが確認されている。これらの種については、保全措置の実施により生育環境への影響は回避・低減されると予測され、保全措置として移植等行うこととしている。

なお、施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。